

当座勘定規定（一般当座用）改定条項の新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧
第7条（手形、小切手の支払） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ② <u>前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます。)</u>があります。 ③ <u>当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u>	第7条（手形、小切手の支払） ①（同左） <u>（新設）</u> ②（同左）
第8条（手形、小切手用紙） ① 当社を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。 ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 ③ 前2項以外の手形または小切手については、当社はその支払をしません。 ④ <u>当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当社宛に連絡してください。</u> ⑤ <u>手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> ⑥ <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3ヵ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> ⑦ <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当社所定の手続によって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u>	第8条（手形、小切手用紙） ①～③（同左） <u>（新設）</u> ④（同左） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>
第16条（印鑑照合等） ① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（<u>電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます。</u>）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。	第16条（印鑑照合等） ① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

新	旧
② 手形、小切手として使用された用紙（<u>電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含まず。</u>）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 ③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。	② 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 ③（同左）
<u>（削除）</u>	第31条（個人情報センターへの登録） 個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6ヵ月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。 1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。
第<u>31</u>条（成年後見人等の届出） （省略）	第32条（成年後見人等の届出） （省略）
第<u>32</u>条（規定の変更） （省略）	第33条（規定の変更） （省略）

以 上

当座勘定規定（ポピュラーチェック用）改定条項の新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧
第7条（小切手、手形の支払） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。 <u>② 前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます。)があります。</u> <u>③ 小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出しまたは引受け名義のいかにかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることができるものとします。なお、届出は書面によってください。</u> <u>④ 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。</u>	第7条（小切手、手形の支払） ①（同左） <u>（新設）</u> <u>②～③（同左）</u>
第8条（小切手、手形用紙） ① 当社を支払人とする小切手を振出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。 ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 ③ 前2項以外の小切手または手形については、当社はその支払をしません。 <u>④ 当座勘定から支払をした小切手または手形のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当社宛に連絡してください。</u> <u>⑤ 小切手用紙、手形用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> <u>⑥ 当座勘定から支払をした小切手または手形の手紙はその支払日から3ヵ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> <u>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当社所定の手続によって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u>	第8条（小切手、手形用紙） ①～③（同左） <u>（新設）</u> <u>④（同左）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

新	旧
第17条（署名鑑照合等） ① 小切手、手形または諸届け書類に記載された署名（<u>電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含まず。</u>）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その小切手、手形、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。 ② 小切手、手形として使用された用紙（<u>電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含まず。</u>）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 ③ この規定および別に定める小切手用法、手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。	第17条（署名鑑照合等） ① 小切手、手形または諸届け書類に記載された署名を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その小切手、手形、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。 ② 小切手、手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 ③（同左）
<u>（削除）</u>	第32条（個人信用情報センターへの登録） 個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6ヵ月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。 1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。
第32条（規定の変更） （省略）	第33条（規定の変更） （省略）

以 上

当座勘定規定（専用約束手形口用）改定条項の新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧
第7条（手形の支払） ① この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 ② <u>前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます。)</u>があります。 ③ <u>当座勘定の払戻しの場合には、当社所定の請求手続をしてください。</u>	第7条（手形の支払） ①（同左） <u>（新設）</u> ②（同左）
第8条（手形用紙） ① 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当社が交付した用紙を使用してください。 ② <u>当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当社宛に連絡してください。</u> ③ <u>手形用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を交付します。</u> ④ <u>専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u> ⑤ <u>当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3ヵ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> ⑥ <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当社所定の手続によって当該手形の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u>	第8条（手形用紙） ①（同左） <u>（新設）</u> ②～③（同左） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>
第15条（印鑑照合等） ① 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名（<u>電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます。</u>）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。 ② 手形として使用された用紙（<u>電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます。</u>）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。	第15条（印鑑照合等） ① 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。 ② 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

新	旧
③ この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。	③（同左）
第23条（解約） ① この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は書面によるものとします。 ② 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当社が取引を継続することが不適切であると判断した場合には、当社はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、解約によって生じた損害については、当社は責任を負いません。また、この解約により当社に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 2. 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること 3. 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為	第23条（解約） ① この取引は、本人の都合でいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は本人の書面によるものとします。 ②～④（同左）

新	旧
4. この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ③ 当社は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。 ④ 当社が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ⑤ <u>手形交換所</u>の取引停止処分を受けたために、当社が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。 ⑥ 手形用紙の交付枚数のいかんにかかわらず、毎年 <u>1 月</u>の当社所定の日においてこの当座勘定の受払が <u>1 年以上なく、かつ最終決済日を経過している場合には、取引は翌月の当社所定の日</u>に終了するものとします。	⑤ 手形交換所等の取引停止処分を受けたために、当社が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。 ⑥ 手形用紙の交付枚数のいかんにかかわらず、毎年 3 月・6 月・9 月および 12 月の当社所定の日においてこの当座勘定の受払いが 6 ヶ月間なかった場合には、取引はその日に終了するものとします。また、その所定の日において交付枚数のすべてが引落されている場合にも、同様とします。
<u>(削除)</u>	第29 条（個人信用情報センターへの登録） 個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに 5 年間（ただし、下記第 3 号の事由の場合のみ 6 ヶ月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。 1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。
第29条（規定の変更） （省略）	第30条（規定の変更） （省略）

以 上